

## 監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。) 第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校(以下「法人」という。)の令和元年度(平成31年4月1日～平成31年4月30日及び令和元年5月1日～令和2年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、損失の処分に関する書類(案)、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。さらに、今事業年度は、内部統制とコンプライアンス、文書管理を重点項目として設定し、法人の主たる事務所(法人本校)及び従たる事務所(法人分校)において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)について検証するに当たっては、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を実施するとともに、必要に応じて説明を求めた。

以上のことから、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

### II 監査の結果

- 1 法人の業務は、前事業年度に法人の長による規定の決裁遅延が一部に認められたが、今事業年度においては是正され法令等に従い適正に実施されている。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行については、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等は、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

法人の「給与水準」及び「理事長の報酬水準」は国家公務員の給与に準じた取扱いとなっており相当であると認める。また、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」及び「保有資産の見直し」についても、適切な取組が行われていると認める。

令和2年6月26日

独立行政法人航空大학교

監事

時 佐 翔 正

監事(非常勤)

本 木 下 夢 子